

# 豊田市居住支援協議会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、豊田市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者及び子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、豊田市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、豊田市都市整備部定住促進課内に置く。

## 第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- (1) 本会の事業計画に関すること。
- (2) 本会の事業報告を承認すること。

- (3) 部会の設置に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。  
(定足数等)

第7条 総会及び臨時総会は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会及び臨時総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

(部会)

第8条 本会は、専門的な課題について、協議し、検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会は、部会長が指名する者をもって構成し、部会長が招集する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括し部会を招集して議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は総会において互選する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

### 第4章 その他

(秘密の厳守)

第12条 構成員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年 6月30日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	構 成 員
不動産関係団体	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東海ブロック 特定非営利活動法人 あいち空き家修活相談センター
居住支援関係団体	公益社団法人愛知共同住宅協会 社会福祉法人 福寿園 株式会社 メイクワン 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 愛知県弁護士会 愛知県司法書士会
公的住宅機関	愛知県住宅供給公社 豊田市営住宅管理事務所 独立行政法人都市再生機構 中部支社
行政機関	法務省名古屋矯正管区 法務省名古屋保護観察所 豊田市